

## 農地法の定めにより

# 農地の権利移動・転用等には手続きが必要です

■問合せ

役場 経済課内農業委員会事務局  
☎ 029-1885-0340(内線211)



農地法では、国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。

対応しています。

▼農地法第3条申請の許可基準の主なもの

- 次のいずれかに該当する場合は許可されません。
- 取得者が取得する農地のすべてを耕作すると認められない場合
- 農地を効率的に利用すると認められない場合
- 周辺の農地の利用に悪影響を与える可能性がある場合

△申請の受付 毎月25日(25日が土・日・祝日の場合は、その前日または前々日)までに、申請のあったものを、翌月の定例総会で協議します。

農地を耕作目的で売買や貸借する場合には、農地法第3条の規定により、その農地の所在する農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可を受けていない農地の売買は効力が生じないとされていますので、対価を支払ったとしても許可が受けられないと所有権は取得できません。

なお、農地の賃貸借については、主に農業経営基盤強化事業計画の利用権設定申請で

## 農地の転用をするとき

土地の用途を、農地から住宅・工場・倉庫・駐車場・資

農地の改良を行う場合には、事業を実施する1ヵ月前までに、その農地の所在する農業委員会に協議書を提出しなければなりません。

農地等の改良に対する同意・不同意を申請者に通知します。



※市街化区域内の農地を転用する場合には、その農地の所在する農業委員会にあらかじめ届け出れば、届出を受けなくとも転用することができます。

※美浦村農業委員会の定例総会は、原則、毎月10日に開催されています。

(広告欄)

### 屋根工事・塗装工事はお任せください!



代表 029-846-1190

- ▶無料点検・無料見積り実施中!
- ▶自然災害にも対応しています!

県知事許可(般-30)第36562

株式会社コタジマ総建

〒300-1204 牛久市岡見町2605-8



このQRコードは  
当社のHPです!  
スマートフォンのカメラでも  
読み込み可能!

Ito construction Co.,Ltd.

株式会社 伊藤建設



### 「次世代に誇れる仕事」

地域環境と人にやさしいモノづくりで  
みなさまの暮らしに貢献いたします

〒300-0413

美浦村大谷453-1

☎ 029-885-0239

fax 029-885-1160

<http://itou-miho.co.jp/>